BAKER & MCKENZIE

Newsletter

May 2015

ASEAN インフラファイナンス・リーガルアップデート (Vol. 5)

ベトナム PPP 制度の最新動向

I. ベトナムにおけるインフラ整備と PPP 法制の最新 動向

ベトナムの計画・投資省(以下「MPI」といいます。)により、最近政府に提出された官民共同事業(以下「PPP」といいます。)に関する提案書によると、今後 10 年間のベトナムにおけるインフラ建設に必要な資金は約 4,000億米ドルと予測されています。その内、政府資金による調達割合は 40%から50%とされており、残る 50%から 60%の資金が民間セクターより調達されることが期待されています。

この点、ベトナムでは、インフラ整備に対する民間投資を推進するため、従来複数の PPP 法制の整備が進められてきましたが、2015 年 2 月 14 日、これらの既存の制度を統合するかたちで政府令第 15 号(Decree No. 15/2015/ND-CP)(以下「新 PPP 政府令」といいます。)が制定されました。新 PPP 政府令は 2015 年 4 月 10 日に施行されており、これに伴い、それまで同国の PPP の法的枠組みの中心であった(i)PPP 事業形態による試験的な投資に関する 2010 年 11 月 9 日首相令 No. 71/2010/QD-TTg(以下「旧 PPP 首相決定」といいます。)及び (ii)BOT(Build-Operate-Transfer)、BTO(Build-Transfer-Operate)及び BT(Build-Transfer)の各方式による投資に関する 2009 年 11 月 27 日政府令 No. 108/2009/ND-CP(その後の改正を含み、以下「旧 BOT 政府令」といい、旧 PPP 首相決定と併せて「旧 PPP 法令」といいます。)は廃止されています。

添付は、MPI が 2015 年 3 月 24 日に公表した、新 PPP 政府令に基づき実行されることが予定されている PPP 事業リストの英語版です。

新 PPP 政府令は、インフラ事業や公共サービスの提供に関する民間投資機会の拡大を図るため、PPP の法的枠組みの改善と効率化を図ることを目的としており、旧 PPP 法令の運用過程で生じた課題や矛盾点に対処するものとなっている一方、PPP 事業の実行可能性やバンカビリティの観点からしますと、いくつかの懸念点も残されています。

なお新 PPP 政府令は、様々な規模や分野の PPP 事業に柔軟に対応するための基本的かつ一般的な規則として制定されたものであり、今後 MPI や各省庁によって、関連するセクターごとの PPP 投資の特徴やその推進の必要性に応じて、新 PPP 政府令を遂行するための種々のガイドラインが発行されること

が予定されています。また、投資法 1 、公共投資法 2 、入札法 3 、建設法 4 及 び公的債務管理法 5 といった一般法令は、新 PPP 政府令の施行後も引続き PPP 事業に適用される点にもご留意ください。

従って、かかるガイドラインや一般法令の内容にも注意する必要がありますが、本ニューズレターでは、新 PPP 政府令により規定される新しい PPP 制度の概要につき、旧 PPP 法令からの改正点も踏まえてまとめております。

II. ベトナムにおける最新の PPP 制度

1. 対象セクター

旧 PPP 法令と比較して、新 PPP 政府令では、各種商業インフラ、社会インフラ、農業サービス等を追加することによって対象セクターの範囲が拡大されており、下記のセクターに係る建設、改築、運営、経済活動、インフラ設備の運営、施設又は公共サービスの提供に関する投資事業を、PPP により実行することが可能となります 6 。

- (a) 全ての交通インフラ及びその関連サービス
- (b) 照明システム、水供給システム、排水システム、廃棄物及び生活排水の 回収及びその処理システム、公共住宅、老人ホーム、移転住宅及び共同 墓地
- (c) 発電所及び送電線
- (d) ヘルスケア、教育、職業訓練、文化、スポーツ及びその他関連サービス のためのインフラ設備、並びに官公庁のオフィスビル等の社会インフラ
- (e) 商業インフラ設備、科学技術設備、水文気象関連設備、経済特区、産業 特区、高度技術導入地区、IT 集積地区におけるインフラ施設及び IT アプリケーション
- (f) 農業及び地方インフラ設備、農業生産の改善、並びに農業生産と生産加工及び販売の結合に係るサービス
- (g) 総理大臣の決定する上記以外の投資セクター

2. 事業方式及び投資回収

新 PPP 政府令には、ベトナムにおいて 1990 年代より導入されている BOT⁷、BTO⁸及び BT⁹の各方式に加えて、BOO(Build-Own-Operate) ¹⁰、BTL(Build-Transfer-Operate) ¹¹、BLT(Build-Lease-Transfer) ¹²及び O&M

¹ 2014年11月26日投資法 (No. 67/2014/QH13 of the National Assembly) なお同法は2005年11月29日投資法 (No. 59/2005/QH11 of the National Assembly) に置き換わるかたちで2015年7月1日より施行予定

² 2014年6月18日公共投資法(No. 49/2014/QH13 of the National Assembly)

³ 2013年11月26日付入札法 (No. 43/2013/QH13 of the National Assembly)

⁴ 2014年6月18日付建設法 (No. 50/2014/QH13 of the National Assembly)

⁵ 2009 年 6 月 17 日付公的債務管理法 (No. 29/2009/QH12 dated 17 June 2009)

⁶ 新 PPP 政府令第 4 条

⁷ 新 PPP 政府令第 3.3 条

⁸ 新 PPP 政府令第 3.4 条

⁹ 新 PPP 政府令第 3.5 条

¹⁰ 新 PPP 政府令第 3.6 条 ¹¹ 新 PPP 政府令第 3.7 条

¹² 新 PPP 政府令第 3.8 条

(Operate-Maintain) ¹³を含むその他の事業方式が追加されています。これらの事業方式に応じて、公共側の契約主体(以下「公共契約主体」といいます。)とスポンサー若しくはプロジェクト会社又はその双方との間で官民事業契約(以下「プロジェクト契約」といいます。)が締結されます ¹⁴。

このうち、BTL 及び BLT 方式では、提供されるサービスの質や量に応じて、プロジェクト契約の規定に基づき政府契約主体から一定の対価が支払われる方式(以下「サービスペイメント型事業」といいます。)が想定されています。サービスペイメント型事業は、ベトナムにおいては新 PPP 政府令によって明確化された新しいコンセプトであり ¹⁵、BOT や BOO 等の伝統的なスキームでエンドユーザー又はオフテイカー ¹⁶から支払われる利用料金により投資回収が行われる事業方式(以下「独立採算型事業」といいます。)とは区別されます。

また、BT 方式の場合、投資家は、公共契約主体の承認を受けて、当該 BT 事業以外の事業に係る土地利用権の交付を受けることにより投資回収を行うことが可能です 17。

3. 資金調達

3.1 政府投資

新 PPP 政府令では、政府投下資本の財源は、政府予算、国債や地方債、及び ODA や外国ドナー等による借款に基づく借入金とされており ¹⁸、かかる枠組 みは概ね旧 PPP 法令と同様です。

一方、新 PPP 政府令では、旧 PPP 法令で規定されていた PPP 事業における政府参加割当、つまり政府による PPP 事業向けの投下資本(以下「**政府投下資本**」といいます。)の上限が撤廃されました ¹⁹。この点は、事業の実行可能性やバンカビリティの観点から大きな前進といえますが、新 PPP 政府令は、政府投下資本の資金使途や支払方法を、以下のように特定している点に注意を要します ²⁰。

	資金使途	主な事業方式	支払方法
1	事業収入による民	BOT、BTO、	プロジェクト契約において
	間投資及び利益回	BOO ²¹	合意された比率、価格、事
	収が十分にできな		業の進行及び条件に従っ

¹³ 新 PPP 政府令第 3.9 条

¹⁴ 新 PPP 政府令第 3.1 条及び第 3.2 条

¹⁵ 従来ベトナムにおいて電力事業等で実施されてきたアベイラビリティペイメント型事業とも類似しますが、かかる事業では施設のアベイラビリティに応じて対価が支払われる一方、サービスペイメント型事業では提供されるサービスの質や量に応じて対価が支払われる点で区別されます。

¹⁶ 新 PPP 政府令においては利用料金の定義が明確にされていませんので、公共契約主体との協議を踏まえて、テイクオアペイの形式によるオフテイカーによる支払(電力事業におけるタリフ等)も利用料金に含まれるという解釈も可能と思われます。

¹⁷ 新 PPP 政府令第 3.5 条及び第 14.3 条

¹⁸ 新 PPP 政府令第 11.1 条

¹⁹ 旧 PPP 首相決定及び旧 BOT 政府令においては、政府参加割合の上限は、当該事業に対する投資総額のそれぞれ 30%及び 49% と定められていました。

²⁰ 新 PPP 政府令第 11.2 条

²¹ オフテイカーによる支払もここでいう事業収入に含まれることを前提としますと、国営電力会社 (EVN) をオフテイカーとする発電事業のようなオフテイク型プロジェクトも本サポートの対象になると考えられます。

	い 独立採算型事業 における事業用設 備の建設費用		て、投資家及び事業会社に 対し支払われる ²² 。
2	サービスペイメン ト型事業に対する サービス対価	BLT、BTL その他 類似の方式	民間投資家によるサービス 提供が開始された時点から、提供されるサービスの 量と質に基づいて定期的に 支払われる ²³ 。
3	その他の支出(付 帯施設の整備費、 土地造成費用等)	付帯設備や土地造 成等が想定される 全ての方式	新 PPP 政府令においては 特に規定はなく、プロジェ クト契約の定め及び公共事 業に適用のある規制に従 う ²⁴ 。

上記 1 及び 2 の政府投下資本の対象事業は、政府提案事業又は ODA 若しくは外国ドナー等による借款対象事業であることが必要となります ²⁵。

実際の政府投下資本の有無や割合については画一的なルールはなく、事業ごとの個別判断となります。この点、現行 PPP 政府令には、事業のフィナンシャルモデル、政府投下資本の調達及び回収の可能性等、政府投下資本の金額を定めるにあたり勘案される基本的な考え方が示されていますが、具体的な方法や算式は明確にされていません²⁶。

3.2 民間投資

民間投資家の最低出資比率に関するルールは旧 PPP 法令の規定とほぼ同様となっており、原則として投資総額(政府投下資本を除く。)の 15%となりますが、投資総額が 1.5 兆ベトナムドン以上の事業の場合は、1.5 兆ベトナムドンを超える部分については 10%に軽減されています 27。

かかる投資家の出資には、劣後ローンは含まれず、投資家は全て通常のエクイティによって最低出資比率をクリアする必要があります。この点は、旧 PPP 法令の取扱いから変更されていません。

4. 優遇措置及び政府保証

新 PPP 政府令は、現行 PPP 政府令に規定されている各種優遇措置及び政府保証制度をほぼそのまま継承しており、これに加えて、(i)事業用地の使用目的が事業契約期間中において変更されない点や(ii)事業資産に加え当該施設を利用した事業権に対して抵当権設定が可能である点など、民間事業者に有利な内容が追加されています。

但し、新 PPP 政府令においても、旧制度においてバンカビリティに影響するとされていたいくつかの問題が解決されておりません。具体的には、(独立採算型事業に対する)最低収入保証が規定されていない点や、公共側と投資

²² 新 PPP 政府令第 14.1 条

²³ 新 PPP 政府令第 14.2 条

²⁴ 新 PPP 政府令第 14.4 条

²⁵ 新 PPP 政府令第 11.3 条

²⁶ 新 PPP 政府令第 12 条

²⁷ 新 PPP 政府令第 10.1 条乃至第 10.3 条

家や金融機関等の民間側のリスク分担に係る具体的なメカニズムに言及されていない点、及び政府の外貨準備率等の問題を踏まえて、外貨交換保証の対象が政府プログラムに基づく特定の重要事業に限定されている点などが挙げられます。これらの点は、引続き外国投資家及び金融機関の関心が強い部分と思われ、ベトナム政府の今後の取組みが注目されます。

新 PPP 政府令に規定される主な PPP 事業に対する優遇措置及び政府保証の概要は、以下の通りです。

(a) 政府保証 28

この点については旧 PPP 法令の枠組みが承継されており、事業の性質や遂行上の要請に応じて、(i)材料の供給、製品及びサービスの販売又は購入、事業に参加する投資家、事業会社及びその他事業会社に対するその他契約上の義務、及び(ii)投資家及び事業会社への燃料及び原材料の販売、又は投資家及び事業会社から製品及びサービスを購入する国有企業の義務が保証の対象となります。

例えば、国営電力企業 (EVN) をオフテーカーとする電力事業であれば、売電契約における国営電力企業のタリフ支払債務や、燃料供給契約における燃料供給者の原燃料支払義務などを政府保証の対象とすることが可能です。

(b) 事業設備の資産及び事業権への担保権設定 ²⁹

投資家及び事業会社は、当該事業に資金供与を行うベトナム国内の金融機関のために、事業設備、土地利用権に加えて、当該事業設備において行われる事業権に担保権を設定できることが新 PPP 政府令によって明確にされました。かかる事業権への担保権設定により、レンダーによる事業コントロールや事業介入権の機能が高められることが期待されます。

ベトナムでは、外国銀行が土地利用権に抵当権を設定することは、土地法の 規定により引き続き制限されていますので、外国銀行が土地利用権をセキュ リティパッケージに取り込むためには、国内セキュリティーエージェントを 介在させ土地利用権売却代金の受取口座に担保権を設定するなど一定のアレ ンジが必要となります。但し、かかるアレンジの有効性や利用可能性は必ず しも確立されていません。

(c) 土地の利用目的 ³⁰

事業用地の利用目的は、事業契約期間中は変更されないことが新 PPP 首相令により明確にされました。なおこの点は、レンダーの事業介入権の行使により、当該土地利用権者が変更される場合も同様です。

(d) 外貨交換保証 31

ベトナムでは、投資家や事業会社は、法令で認められるベトナム国外への送金を目的として外貨交換のライセンスバンクより外国通貨を購入することができます。しかしながら、同国では、ベトナム政府がドンと外貨の交換比率を設定する管理フロート制度の影響等により、外貨のアベイラビリティが限

²⁸ 新 PPP 政府令第 57 条

²⁹ 新 PPP 政府令第 58 条

³⁰ 新 PPP 政府令第 59 条

³¹ 新 PPP 政府令第 60 条

定されていることが指摘されており³²、電力事業等の内貨獲得型事業に関しては、従来から政府による外貨交換保証が重要視されてきました。この点、新 PPP 政府令では、(i)国会が投資決定を行った事業、(ii)政府の投資プログラムに係るインフラ建設事業、及び(iii)総理大臣決定に基づくその他重要な事業に対して外貨交換保証が行われることが規定されており、外貨交換保証の対象が一部の重要事業に限られることが明確にされていますが、具体的な適用基準や外貨交換保証の割合に係る明確なルールは規定されておりません。

この点は、為替管理の政策や外貨準備率等の経済条件に深く関わる問題であり、ベトナム政府の個別案件に対する今後の対応が注目されます。なお、旧BOT政府令に基づくBOT型火力発電事業にかかる政府文書第1604号のような、政府による外貨交換保証の比率を制限する方向での通達等は、今のところ発行されていません³³。

この点、ベトナム政府は政府文書第 1604 号の改正及び補完を検討中との非公式情報があり 34、これによりますと、BOT型火力発電事業に対するベトナム政府による外貨交換保証の割合はドン建ての事業収入(ドン建て諸費用控除後)の 30%までとされ、残りの 70%については、プロジェクト会社が外為規制に従い外貨交換のアレンジを行わざるを得ないものの、ベトナム国立銀行(ベトナムの中央銀行)が、かかる外貨の残高について必要に応じて十分な支援を行うなどとされています。このように、ベトナム政府は、BOT型火力発電事業に対する外貨交換保証率の上限 30%の引き上げは予定していないものの、残りの 70%の事業収入にかかる外貨交換の需要に対する支援を画策している模様ですが、ベトナム国立銀行からどのような支援が得られるかは今のところ明らかではありません。

(e) その他の優遇措置

上記のほか、旧 PPP 法令で規定されていた税制優遇措置、土地利用料等の免除、公共サービスの優先使用権、土地収用補償等の政府サポートの枠組みが新 PPP 政府令において承継されています。

5. レンダーの事業介入権 (ステップイン) 35

旧 PPP 法令においてもレンダーの事業介入権は規定されていましたが、新 PPP 政府令では、更に、レンダーがその事業介入権に関する直接契約を政府 契約主体との間において締結できることを明確化しており、この点において レンダーに有利な方向での改正が行われています。

6. 外国法の適用及び紛争解決 ³⁶

新 PPP 政府令は、プロジェクト契約やその関連契約の準拠法の選択について PPP 法令の規定を承継しており、当事者の一方が外国投資家でプロジェクト 契約等、及びベトナム政府による債務保証が付されているプロジェクト契約 等について、当事者間の合意により外国法を準拠法とすることを認めています。但し、新 PPP 政府令では、かかる外国法の「適用」 37に係る合意はベト

³² 例えばベトナム政府がドンとドルの公定レートを実勢よりもドン高に設定した場合、インターバンク為替市場でのドルの供給が滞る可能性が指摘されています。

³³ 旧 BOT 法に係る政府文書 1604 号は、政府による外貨交換保証の上限を、当該対象事業の国内 事業収入の 30%に減少させる考えを示していました。

^{34 &}lt;a href="http://nangluongvietnam.vn/news/vn/dien-luc-viet-nam/khac-phuc-cham-tre-cac-du-an-dien-bot-ipp.html">http://nangluongvietnam.vn/news/vn/dien-luc-viet-nam/khac-phuc-cham-tre-cac-du-an-dien-bot-ipp.html (ベトナム語 2015 年 4 月 17 日更新)

³⁵ 新 PPP 政府令第 33 条

³⁶ 新 PPP 政府令第 37 条及び第 63 条

³⁷ あくまで外国法の「適用」の問題であって、外国法の「内容」は直接規制されていないものと考えられます。

ナム法における外国法の選択及び適用に係る規制に反してはならないとされ、 かかる規定に基づき、ベトナム法の基本原則と矛盾する場合には、裁判所は 外国法の適用を拒否できることが認められています。

また、紛争解決条項についても、旧 PPP 法令の枠組みが踏襲されており、政府契約主体及び外国投資家又は外国投資家により設立された事業会社の間で締結されたプロジェクト契約又はその関連契約に関する紛争は、(a)ベトナムの仲裁機関又は裁判所に加え、(b)当事者の合意により選定された仲裁機関により解決することができるとされています。(b)の当事者の合意により選定された仲裁機関には、(当該政府契約主体が関連するプロジェクト契約又は政府保証契約の当事者である限りにおいて)ベトナム国外の仲裁機関が含まれると考えられます 38。プロジェクト会社と国内外の主体との間の私的紛争は投資法の規定に従って解決されます 39。

7. その他の改正点

上記で紹介した点のほか、新 PPP 首相令により、以下の通り数多くの PPP フレームワークの改正が行われています。

7.1 プロジェクトディベロップメントファンド 40

新 PPP 政府令に基づき、政府契約主体による PPP 事業(政府提案型事業に限られます。)の準備や推進費用の補助を行うことを目的とするプロジェクトディベロップメントファンド(PDF)が、アジア開発銀行及びフランス開発庁の資金拠出により設立されています。かかる PDF による拠出額は、当該PPP 事業について選定された投資家に補償を求めることが可能であり、当該補償金は他の事業の準備費用に「シードマネー」として充当されることが想定されています。なお、MPI及びベトナム財務省は、PDFの運営及び利用に係る詳細なガイダンスとなる共同通達を準備中です。

7.2 手続きに関する改正

新 PPP 政府令においては、PPP 事業や民間投資家の選定、その他 PPP 事業 の推進手続きの簡略化・明確化が図られており、旧 PPP 法令との主な違いとしては以下のものが挙げられます。

(a) 事業会社設立手続き

事業会社設立の手続きについて、新 PPP 政府令では、旧 PPP 法令で採用されていた審査方式ではなく、登録方式が採用されており、投資登録証明書の発行所要日数も 45 日から 25 日に短縮されています。

(b) 実行可能性調査レポート作成義務の緩和

新 PPP 政府令では、実行可能性調査レポートの必要項目が改正されており、 事業資金調達の可否、市場における需要や市場価格の評価、事業レンダーや 投資家の懸念点を含む事業の影響や実行可能性等に焦点を絞っています ⁴¹。

(c) 事業選定及び民間投資家選定に係る手続きの改正

³⁸ 新 PPP 政府令第 63 条第 2 項

³⁹ 新 PPP 政府令第 63 条第 3 項

⁴⁰ 新 PPP 政府令第 5 条及び第 6 条

⁴¹ 新 PPP 政府令第 25 条

グループ C 事業、つまり公共投資法で分類される小規模事業(例えば、投資費用が、交通及び電力セクターについては 1,200 億ドン未満、水事業については 800 億ドン未満、新市街地区域における施設については 600 億ドン未満、医療、文化、教育施設については 400 億ドン未満である事業) 42 については、実行可能性調査レポートの作成や事業会社の設立が必要とされないなど、PPP事業選定に係る規定が明確化・簡素化されています 43。

また新 PPP 投資家選定に係る規定も改正されており、投資家の選定は、公開入札又は随意指名により行われることとされています。なお、入札法の施行や投資家の選定に係る詳細なガイドラインとして、2015 年 3 月 17 日に政府令 2015 年第 30 号(Decree No. 30/2015/ND-CP)が発行されています。これによりますと、国内公開入札又は随意契約が許容される場合を除き、PPP投資家の選定の際は、国際公開入札が実施される必要があるとされています。なお、随意指定は、(i)入札登録を行い入札資格を満たす投資家が単数である場合、(ii)当該事業を遂行できる投資家が単数である場合、又は(iii)民間提案型事業の場合で、当該提案者が最も効率的に事業を遂行しうるなど一定の要件を満たすと首相が判断する場合のいずれかの場合にのみ認められます44。

(d) 民間提案

新 PPP 政府令も、旧 PPP 法令と同様に民間提案型事業(政府により承認され公表された事業リストに掲載されたもの以外の事業について投資家が提案・遂行することを認める制度)を認めています。但し、民間提案型事業は、政府提案型事業に適用される全ての条件を満たさなければならないとされていますので、事業化準備や事業公表などにつき、政府提案型事業と同様の手続きを経る必要があります。また、民間提案型事業は、上記 PDF によるサポートの対象外であることや、ODA や借款対象事業である場合を除き政府投下資本の対象外であることなど、政府サポートの範囲が政府提案型事業より限定されている点にも注意が必要です 45。

(e) プロジェクト契約の締結

新 PPP 政府令においては、投資家と政府契約主体との間の交渉内容を確認するための投資契約の締結というプロセスが追加されました。つまり、事業契約交渉の完了後、投資家と関連する政府契約主体は、(i)事業契約の草案、(ii)投資証明書の申請手続き及び事業会社の設立に係る各当事者の権利義務を確認するための投資契約を締結し、投資証明書の発行後に事業契約が締結されます 46。かかる手続きは、事業契約の締結期限を民間投資家の選定後 30 営業日以内とする旧 PPP 首相決定の規定と入れ替わるものとなります。

8. 移行規定 ⁴⁷

新 PPP 首相令は 2015 年 4 月 10 日に施行されていますが、混乱を避けるため、下記の通り移行規定が設けられています。

(a) 2015 年 4 月 10 日以前に作成された事業一覧は、新 PPP 政府令に基づき再審査及び再承認される(但し、総理大臣により承認された案件を除く。)

⁴² 公共投資法第8条及び第10条

⁴³ 新 PPP 政府令第 9 条第 2 項

⁴⁴ 政府令 2015 年第 30 号第 9 条

⁴⁵ 新 PPP 政府令第 20 乃至 23 条

⁴⁶ 新 PPP 政府令第 30 条及び第 31 条

⁴⁷ 新 PPP 政府令第 72 条

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに 関するお問い合わせ先



鷹取 康久 パートナー 東京 03 6271 9702 yasuhisa.takatori @bakermckenzie.com



Oanh H. K. Nguyen パートナー ホーチミン +84 8 3520 2629 hoangkimoanh.nguyen @bakermckenzie.com



Erik Begin パートナー シンガポール +65 6434 2598 erik.begin @bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所(外国法共同事業)

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山 森タワー28F Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720 www.bakermckenzie.co.jp

- (b) 2015年4月10日以前に承認された実行可能性調査レポートは、新PPP政府令に基づき再承認される必要はない。
- (c) 投資家選任に関する決定が 2015 年 4 月 10 日以前に公表された事業 は、投資家の再選任の必要はない。
- (d) 2015 年 4 月 10 日以前に調印されたプロジェクト契約は、再交渉の必要はない。
- (e) 2015年4月10日以前に投資証明書が発行されている事業、又はこの 日付以前に正式に調印されているプロジェクト契約は、これら投資証 明書及びプロジェクト契約の規定に従って実行される。
- (f) 総理大臣、省庁又は地方の人民委員会が、事業の実行、投資優遇措置、 保証及び事業実行に関するその他の事項に政府投下資本を使用することを書面にて保証又は承認している事業は、これらの保証又は承認に 従って実行される。
- (g) その他の案件は、MPIの提案に基づき、総理大臣の決定に従って検討 及び実行される。

添付: List of PPP Projects (Updated in March 2015)

No.	Name of Project	Proposing Authority	Investment sector	Preliminary Information about Project	Total investment capital (billion USD)	Status of Project
I. PRO	DJECTS POTENTIAL F	OR PPP INVE	STMENT		002)	
1.	Water/ environment upgrading project, West Saigon	Ho Chi Minh City	Environment	- Drainage: + Rebuild and upgrade 84.925 metres of the drainage system, 3.953 pits, 37 release doors + Applicable area of 2.550 hectares in West Saigon valley Sewage collection: + Rebuild 186.749 metres of pits; + Build water processing factory.	10,816	In the process of research and preparation of project proposal.
2.	Railway No. 6 (from Hanoi's central area to Noi Bai airport)	Hanoi	Transport	Research stage.	7,490	In the process of research for PPP investment.
3.	Monorail No. 2 in Ho Chi Minh City (Nguyen Van Linh - Thu Thiem)	Ho Chi Minh City	Transport	Owner: Urban Railway Project Management Board Length: 14 km, from national expressway no. 50 - Nguyen Van Linh to Thu Thiem new urban area; passing through Districts 2 and 7. Total route hectares include a Depot of 5 square hectares located in Binh Chanh District.	7,000	In the process of research for PPP investment.
4.	Ninh Binh - Thanh Hoa expressway	Ministry of Transport	Transport	Ninh Binh - Thanh Hoa: 81 km Contract term: 30 years	7,700	In the process of research and preparation of project proposal.
5.	Nghi Son - Bai Vot expressway	Ministry of Transport	Transport	Research stage.	20,630	In the process of research and preparation of project proposal.
6.	Ba Vot - Vung Ang expressway	Ministry of Transport	Transport	Research stage .	13,000	In the process of research and preparation of project proposal.
7.	My Thuan - Can Tho expressway	Ministry of Transport	Transport	Research stage.	5,812	In the process of research and preparation of project proposal.
8.	Bien Hoa - Vung Tau expressway	Ministry of Transport	Transport	Total length: 77.87 km Bien Hoa - Phu My: 37.6 km Phu My - Vung Tau: 4 lane, length 29.67 km	24,478	Research and preparation of project proposal.
9.	Dau Giay - Lien Khuong expressway	Ministry of Transport	Transport	Length: 200.3 km; 4 lane; V=80 km/h Location: Dong Nai and Lam Dong provinces Fee increasing plan: 18% in 3 years Capital return: 30 years Site clearance costs: around VND 3,000 billion	34,656	In the process of research and preparation of project proposal.
10.	Quang Ngai - Quy Nhon expressway	Ministry of Transport	Transport	Research stage.	30,022	In the process of research and preparation of project proposal.
11.	Van Phong International Transit Port	Ministry of Transport	Transport	Research stage.	2,000	Research and preparation of project proposal.
12.	Sewage collection and processing factory project in Tan Hoa - Lo Gom valley	Ho Chi Minh City	Environment	Research stage.	N/A	In the process of research and preparation of project proposal.
13.	Da Nang odonto- stomatology hospital	Da Nang City	Health	Research stage.	25.23	In the process of research and preparation of project proposal.
14.	Da Nang Geriatric hospital	Da Nang City	Health	Research stage.	336	In the process of research and preparation of project proposal.
15.	Water supply construction for 3 villages (Yen Dong, Yen Tri and Yen Thang), Y Yen District, Nam Dinh province	Ministry of Agriculture and Rural Developm ent	Water supply	Area: 6,700 m2 Capacity: 5,800 m3 per day and night.	113	In the process of research and preparation of project proposal.

16.	High-tech waste	Hanoi	Environment	Area: 17 hectares	3,150	In the process of
	treatment in Bac Son, Soc Son District			Capacity: 5,525 tons per day Project term: 49 years Compost fertilizer-production technology,		evaluating project proposal.
				plastic recycling technology, heating & recovering energy technology	0.440	
17.	Sewage treatment system - Nghi Son Economic Zone	Thanh Hoa	Environment	46,500 m³ per day Area: 37.2 hectares Quality meets QCVN 40:2011/BTNMT standard Includes 3 factories in the North, the South and the East	2,142	In the process of evaluating project proposal.
18.	First-phase non-tariff zone infrastructure project - Dong Dang border gate economic zone	Lang Son	Commercial infrastructure	Investment area: 177 hectares Construction of factory area, warehouse, recycling area for imports and exports, advertising and product launching center, workers' accommodation and resettlement area, green parks.	588	In the process of evaluating project proposal.
	ROJECTS WHICH HAVE				T	
19.	Dau Giay - Phan Thiet expressway	The Ministry of Transport	Transport	Length: 98.7 km; designed in accordance with the standard for A Class expressways Designed speed: 100 - 120 km/h In completed phase: 6 lanes	15.897	 Project proposal and feasibility study report have been approved; In the process of selection of investors.
20.	Applying e- commerce in government procurement	The Ministry of Planning and Investment	Information and telecoms	Duration for implementation: 13 years Capacity of the system: 2,500 users per day	343	 Project proposal and feasibility study report have been approved; In the process of appointing a consultant to suppor bidding for selection of investors.
21.	Inter-port road in Nhon Trach District	Dong Nai	Transport	- Length: 15.067 km - Standard for road design: level 60, speed 60 km/h - Standard for bridge design: permanent bridge, HL-93 loading capacity - Progress: 3 years for Phase 1, Phase 2 will begin from the 15th year	5,606	- Project proposal has been approved; - In the process of appointing consultant to supporthe formulation of a feasibility study report.
22.	Nhung River water supply system construction project	Quang Tri	Water supply	Capacity: 50,000 m3 per day: supplying 100% clean water for projects in the Southeast Economic Zone of Quang Tri province, 1200NQ power plant construction project, existing and future industrial zones	531.9	- Project proposal has been approved; - In the process of appointing consultant supporting the formulation of a feasibility study report.
23.	Upgrading the sewage treatment factory of An Nghiep Industrial Park, Soc Trang province	Soc Trang	Environment	Upgrading the capacity of the factory from 4,000 m³ per day to 10,000 m³ per day Area of construction: 20,367 m²	94	Project proposal and feasibility study report have been approved; In the process of appointing a consultant to support bidding for selection of investors.